

令和5年7月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度7月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第21号	農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第22号	農地法第3条許可申請書審議について	(12件)
議案第23号	農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第24号	非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第25号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第26号	農用地利用集積計画審議について	(49件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文
27番 池田 直人	28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一
30番 田中 博視	31番 有馬 孝一	32番 鶴田 浩志
33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

21番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和5年度7月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「重水 賢治」委員と5番「山口 義廣」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第21号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。2件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1及び番号2の2つの案件の種別は除外です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
5番 議案第21号の番号1について報告いたします。  
令和5年7月25日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第21号の番号2について報告いたします。  
令和5年7月25日、私と吹上地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第21号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当

であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第22号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 7頁の番号6です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は21,700㎡、作物は水稻です。

以上1件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第22号の番号6について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第22号の満尾修一委員が関係する番号6の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第22号の満尾修一委員が関係する番号6の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第22号の満尾修一委員が関係する番号6の案件について、許可することに決定しました。

満尾委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、日程第3、議案第22号の議事参与制限以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の6頁から8頁の11件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は440㎡、作物は野菜及び果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は89,379㎡、作物は飼料です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,200㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は613㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は21,143㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,559㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,357㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は賃借権、権利取得後の経営面積は504㎡、作物は甘藷です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,684㎡、作物は水稻です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は168㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は132,641㎡、作物は甘藷です。

以上、計11件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

4番 議案第22号の番号1について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の銚之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第22号の番号2について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の銚之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第22号の番号3について報告いたします。

令和5年7月24日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第22号の番号4について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈及び重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第22号の番号5について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第22号の番号7について報告いたします。

令和5年7月22日、私と副の田中（博視）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第22号の番号8について報告いたします。

令和5年7月25日、私と副の今村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第22号の番号9について報告いたします。

令和5年7月25日、私と副の久保委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第22号の番号10について報告いたします。

令和5年7月24日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第22号の番号11について報告いたします。

令和5年7月24日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第22号の番号12について報告いたします。

令和5年7月25日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第22号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

17番 私の報告した番号12の案件の西側隣接地なのですが、土地改良区が所有で、地目が公衆用道路になっているのですが、申請人が既にその部分をつぶして、一体的に畑として利用しているが、そこを指導した方が良いのか教えていただきたい。

2番 私は、吹上町土地改良区の役員をしています。以前、このような案件で土地改良区へ相談がありました。その時は、使わない土地であったので、土地改良区は使ってもいいですよという結論を出しました。今回は、耕作人は、土地改良区へ相談していないと思われますので、土地改良区の許可があれば良いのではと思いますので、事務局はどのように考えますか。

事務局 詳しい地図が22頁です。所有者が土地改良区ですので、まずは耕作人が土地改良区に相談へ行っていただくようお願いしたいと思います。

会長 土地改良区の所有であれば、土地改良区の許可をもらえば良いという事ですね。

耕作者に土地改良区へ相談に行くように伝えてください。

17番 土地改良区の許可をもらえば、特段何か手続きをとるとかはしないのですか。地目が公衆用道路だから農業委員会の許可を取るとかも必要ないのですか。

事務局 ございませぬ。

18番 土地改良区の所有という事ですが、公衆用道路の挟んだ反対側の方の許可とか、承認とか得ないでよいのですか。

会長 土地改良区の所有なので良いのでは。

18番 公衆用道路の挟んだ反対側の方も、私も耕作したかったのにならないのか。

17番 今回の場合は、公衆用道路を挟んだ反対側も、同じ耕作人が耕作しています。

会長 そうであれば、今回は耕作人に土地改良区へ相談に行くように、話をしてください。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第22号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第22号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第23号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁をご覧ください。7件です。

番号1の転用目的は、工場、権利種別は使用貸借権設定です。

隣接する現在の工場が老朽化してきており、一部を解体し、また、業務拡大のため申請地と一体利用して新しい工場を新設するものです。

なお、申請地の南側の一部が、工場の浄化設備用地として既に転用済みのため、始末書を添付しての申請となっております。

番号2から番号4の3つの案件の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号2について、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、崖規制等もあり、有効面積が536.8㎡になる旨の理由書が添付されております。

番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、グランドゴルフ場、駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。

既に、自治会のグランドゴルフ場及び駐車場として使用しているため、始末書が添付されています。

番号7の転用目的は、農業用機械及び農業用の資材置場、権利種別は所有権移転です。

申請地は、30年ほど前に、前借人の方に、木材の切込み場として貸しており、その後、平成25年頃から現在の借人に貸しているとのことで、始末書を添付しての申請です。

以上、7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第23号の番号1について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないので、第1種農地の既存施設の拡張と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第23号の番号2について報告いたします。

令和5年7月24日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 18番 議案第23号の番号3について報告いたします。  
令和5年7月24日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2番 議案第23号の番号4について報告いたします。  
令和5年7月24日、私と副の今村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第23号の番号5について報告いたします。  
令和5年7月25日、私と副の久保委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第23号の番号6について報告いたします。  
令和5年7月23日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第23号の番号7について報告いたします。

令和5年7月25日、私と副の有馬委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

併せて隣接する農業用倉庫についても、地目が田でしたので、早急に手続きをするようお願いしました。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第23号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第23号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第24号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の34頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第24号の番号1について報告いたします。

令和5年7月21日、私と副の荒木委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第24号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第24号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第24号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第25号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 36頁をご覧ください。議案第25号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。  
番号1 吹上町湯之浦 登記地目は畑、登記面積は259㎡です。  
現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。  
以上、畑1筆、面積259㎡です。  
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。  
議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第25号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第25号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第26号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。  
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。川畑直樹委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号1です。所有権移転分です。売買です。  
面積について、田は929㎡、畑は無し、計929㎡、作物はいちごです。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の川畑委員が関係する所有権移転の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の川畑委員が関係する所有権移転の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

川畑委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42項の番号7及び番号9並びに43頁の番号11です。貸借です。  
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。  
面積について、田は4,011㎡、畑は無し、計4,011㎡、うち再設定面積は2,168㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の横山委員が関係する利用権設定の番号7、9、11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の横山委員が関係する利用権設定の番号7、9、11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 50頁の農地中間管理事業分の番号23です。貸借です。

面積について、田は398㎡、畑は無し、計398㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の田中宏和委員が関係する農地中間管理事業の番号23の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の田中宏和委員が関係する農地中間管理事業の番号23の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

33番 [着席]

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時00分（10分間）とします。

<休憩：10時00分～10時10分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 議案第26号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。40頁になります。番号2が売買、番号3が贈与です。

面積について、田は905㎡、畑は314㎡、計1,219㎡、作物は番号2が野菜、番号3が水稻です。

次に利用権設定分です。資料の41～45頁です。貸借です。

面積について、田は25,407㎡、畑は4,056㎡、計29,463㎡、うち再設定面積は、18,697㎡、利用権設定件数は19件、うち再設定件数は10件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の46頁～50項です。貸借です。

面積について、田は7,044㎡、畑は20,121㎡、計27,165㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は23件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第26号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和5年度7月総会を閉会します。

( 閉会 10時15分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 .....

4 番 .....

5 番 .....